

1	<p>昨年度に県が実施した一般住宅省エネ設備設置促進事業補助金との主な相違点は？</p> <p>制度上の主な相違点は概ね次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付のパターンの多様化（県内製品であれば+ 1万円） ・ 省エネ設備と省エネ設備での申請も可能（県内製品であれば+ 1万円） ・ 省エネ設備の追加【LED、ハイブリッド給湯器（ガス+ヒートポンプ）】 ・ 同一建物について申請は2回まで可能（集合住宅は同一世帯とする） ・ 申請書類に「ながさき太陽光倶楽部」加入申込書を追加（太陽光発電設備設置の場合のみ） ・ 太陽光発電実績報告の省略 ・ 県内製品の届出 ・ 県外業者の様式の一部簡略化（定例的に同じ県内業者が施工する場合は1回の書類提出で可とする）
---	--

2	<p>既に着工（設置）してしまったが補助金の対象となるか？</p> <p>原則として、交付決定前の着工（設置）は認められません。ただし平成23年4月1日から平成23年5月20日までの間に設置工事に着手している場合は申請できます。（実施要領第5条）</p>
---	---

3	<p>申請者が多数の場合の取り扱いはどうなるのですか？</p> <p>申請受付は先着順で行います。 受付期間内であっても、予算の範囲を超えた場合は、その日をもって受付を中止し、その日の受付分で抽選を行い、対象者を決定します。</p>
---	--

4	<p>交付申請時に、J - P E C 補助金の補助金申込受理決定通知書が未着でも県には申請できるか？</p> <p>原則としてできません。J - P E C 補助金の補助金申込受理決定通知書が届いてから、写しを添付して申請してください（特段の事情がある場合には必ず事前にご相談ください）。</p>
---	---

5	<p>市町の補助金と重複して受給することができるか？</p> <p>県の補助金では、市町の補助金との重複受給を制限していませんが、具体的には直接、市町に確認してください。</p>
---	---

6	国の補助金と重複して受給することができるか？
	J - P E C は可。 エコキュート、エコウィル、エコジョーズ、エコフィール及びエネファームの導入に係る国の補助金については重複して受給できませんのでご注意ください。

7	住宅版エコポイントとの併用はできるか？
	住宅版エコポイントは、窓や外壁等の断熱改修に対する国の補助金や省エネ基準を補助の要件とした新築住宅に対する国の補助金との併用はできません。 なお、高効率給湯器、太陽光発電設備等に対する補助のように、ポイント対象工事に該当しないものへの補助金との併用は可能です。

8	実績報告はいつまでに提出しなければならないか？
	今年度事業実施分は、平成24年2月29日（17：45まで）です（郵送の場合は当日消印有効）。 期限厳守にてお願いします。

9	J-PEC の平成 22 年度補正予算分に関して、受理通知を受けているが対象か？
	4 月 1 日以降に着工したものであれば対象となります。ただし、他の要件にも適合する必要があります。